

第15期

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

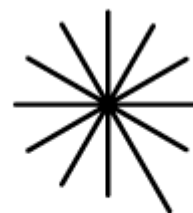


開催場所

神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア 地下1階
ソリッドスクエアホール

目次

第15期 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第3号議案 会計監査人選任の件	
[添付書類]	
事業報告	8
計算書類	25
監査報告書	28



QD LASER

新型コロナウイルス（COVID19）感染防止のため、可能な限り同封の議決権行使書のご返送により事前に議決権行使をいただき、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。なお、本定時株主総会では、新型コロナウイルス感染防止のため、会場の座席間隔を広くとらせていただくことから、来場株主数によりましては、会場にご案内できない場合もございますのでご容赦いただきたくお願い申し上げます。

株式会社QDレーザ

証券コード：6613

証券コード6613
2021年6月10日

株主各位

神奈川県川崎市川崎区南渡田町1番1号
株式会社QDレーザ
代表取締役社長 菅 原 充

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア地下1階

ソリッドスクエアホール

3. 会議の目的事項

報告事項

第15期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.qdlaser.com/>）に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.qdlaser.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のための株主総会運営に関するお願いとご案内
- ・ご来場の株主様の体温測定をさせていただき、体温が高い方や体調が悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
 - ・ご出席くださる株主様には感染予防としてマスクの着用と会場入口等における手指のアルコール消毒をお願いいたします。
 - ・ご来場の方々に一定の距離を確保していただくため、席数を限定させていただきます。
 - ・当社関係者は、マスク等を着用して対応させていただきます。
 - ・お飲み物の提供を取りやめさせていただきます。
- 定時株主総会当日のお土産の用意はございませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	すがわら みつる 菅 原 充 (1958年11月27日)	1984年 4 月 2001年 4 月 2005年 4 月 2006年 4 月	富士通株式会社 入社 株式会社富士通研究所 フォト・エレクトロニクス研究所 フォト・ノベルテクノロジー研究部長 同社 ナノテクノロジー研究センター センター長代理 当社設立 代表取締役社長（現任）	20,000株
2	こうのや しんじ 幸野谷 信 次 (1965年5月21日)	1991年 4 月 2015年 7 月 2016年 2 月 2016年 6 月 2018年 6 月 2020年 5 月 2021年 4 月	富士通株式会社 入社 同社 経営戦略室 シニアマネージャー 兼 当社経営企画室長 当社執行役員CFO兼経営企画室長 当社取締役CFO兼経営企画室長 当社取締役CFO兼経営企画室長 経営企画・管理・品質保証・薬事推進管掌 当社取締役CFO兼経営企画室長 経営企画・管理・品質保証管掌 当社取締役CFO兼経営企画室長 経営企画・管理・品質保証・薬事推進・視覚情報デバイス事業管掌（現任）	14,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
3	よしだ つとむ 吉 田 勉 (1956年7月17日)	1980年4月	三井物産株式会社 入社	一株
		1997年4月	同社 業務部新産業技術室課長	
		1999年12月	ACTIV Investment Partners, Ltd. 代表パートナー	
		2003年11月	三井物産株式会社 企業投資開発部投資事業室長	
		2004年9月	Mitsui & Co. (U.S.A.), Inc. Financial Markets Business Division Senior Vice President & GM	
		2006年4月	三井物産株式会社 金融市場業務部長	
		2008年4月	同社 企業投資部長	
		2009年10月	同社 M&A推進部長	
		2013年7月	三井物産グローバル投資株式会社 代表取締役社長	
		2013年7月	当社取締役（現任）	
		2015年4月	Mitsui & Co. Global Investment Inc. 東京支店長	
		2015年10月	タカタ株式会社 会長室長	
		2016年6月	同社取締役執行役員	
		2018年10月	株式会社三菱ケミカルホールディングス執行役員経営戦略部門M&A室長	
		2021年4月	同社執行役員経営戦略部門ポートフォリオ改革推進室長（現任）	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 吉田 勉氏は社外取締役候補者であります。
3. 菅原 充氏を取締役候補者とした理由は、創業者として強力なリーダーシップを発揮するとともに、レーザ業界に関する豊富な知識や経験を有しており、当社の経営方針の決定において極めて重要な役割を果たしており、引き続き当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 幸野谷 信次氏を取締役候補者とした理由は、これまで富士通株式会社の海外子会社管理業務、ベンチャー投資及び株主総会運営業務にも関わり、証券アナリスト資格も有しており、これらの業務経験に基づいた法律知識、経理財務知識、株主総会運営知識、インサイダー取引規制等に関する知識と見識を有することに加え、当社の創業から継続して当社担当であり続けたことから、当社の成り立ちを熟知しており、引き続きガバナンス、財務戦略の側面から当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
5. 吉田 勉氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで複数の企業の経営者としての経験があり、グローバル企業としての幅広い知識と見識を有することから、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、8年となります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約において補填することとしており、その契約を更新する予定であります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。吉田 勉氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合は、上記契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、吉田 勉氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任の承認をいただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。
9. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
10. 所有する当社の株式の数は、2021年3月31日時点のものです。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	さくま やすお 佐久間 泰雄 (1949年12月6日)	1973年4月 1992年2月 1996年8月 1998年6月 2006年6月 2007年4月 2010年7月 2015年9月 2019年4月	富士通株式会社入社 Fujitsu America, Inc. 出向 富士通株式会社HPC本部事業推進統括部長 同社グローバルビジネス本部米欧営業統括部長 同社マーケティング本部長代理 同社グローバル戦略本部長代理 富士通フロンテック株式会社公共システム本部 シニアマネジメントディレクター（電子ペーパービジネス担当） 当社常勤監査役 当社取締役監査等委員（現任）	一株
2	やまだ ひろゆき 山田 啓之 (1964年10月20日)	2000年11月 2013年7月 2015年7月 2016年1月 2016年6月 2019年4月 2020年1月	エイジックス株式会社（現AZX Group株式会社）設立 代表取締役 Fringe81株式会社監査役（現任） 株式会社カオナビ監査役（現任） Chatwork株式会社監査役（現任） 当社監査役 当社取締役監査等委員（現任） Axella総合会計事務所設立 代表（現任）	一株
3	もり ひろき 森 大輝 (1986年9月29日)	2012年12月 2015年5月 2017年7月 2018年3月 2020年10月 2021年3月 2021年5月	弁護士登録 光和総合法律事務所入所 財務省関東財務局証券取引等監視官部門証券検査官 みずほ証券株式会社ホールセールコンプライアンス部 SMBC日興証券株式会社企業公開投資銀行本部 光和総合法律事務所パートナー（現任） 株式会社クラッソーネ監査役（現任） ストックマーク株式会社監査役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 佐久間 泰雄氏、山田 啓之氏及び森 大輝氏は社外取締役候補者であります。
3. 佐久間 泰雄氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、製造会社においてグローバル戦略に関係したマネジ

メント経験を有することから、米国、欧州、中国等様々な国の企業が顧客となっている当社において、その知識経験に基づき、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。

4. 山田 啓之氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、複数の上場会社において社外役員を歴任し、税理士としての業務経験を通じ、財務、会計及び税務に高い見識を有していることから、その知識経験に基づき、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。
5. 森 大輝氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる弁護士としての経験や財務省関東財務局証券取引等監視官部門証券検査官としての経験と見識を備え、その知識経験に基づき、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献することが期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約において補填することとしており、その契約を更新する予定であります。なお、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
7. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。佐久間 泰雄氏及び山田 啓之氏の監査等委員である社外取締役選任の承認をいただいた場合は、上記契約を継続する予定であります。また、森 大輝氏の監査等委員である社外取締役選任の承認をいただいた場合は、上記契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、佐久間 泰雄氏及び山田 啓之氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任の承認をいただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。また、森 大輝氏の選任の承認をいただいた場合には、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
9. 当社の独立社外取締役を選任する際の判断基準は、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考として、当社との間に利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものとしております。
10. 所有する当社の株式の数は、2021年3月31日時点のものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにみおぎ監査法人の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会がみおぎ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、適切性及び監査品質管理体制を具備しているとともに、当社の事業規模に適した効率的な監査業務の実施が期待できること、並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためです。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

2021年3月31日現在

名称	みおぎ監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区飯田橋一丁目7番10号		
沿革	2019年9月 設立		
概要	資本金	9百万円	
	構成人員	社員（公認会計士）	7名
		その他職員（公認会計士）	18名
	法定監査証明業務 (うち上場会社)		13社 (4社)

(注) 同監査法人は、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所名簿に登録されております。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、世界規模での新型コロナウイルス感染症の拡大による移動制限や経済活動抑制の影響を受け、消費や投資が大きく落ち込み、非常に厳しい状況となりました。制限解除後は経済活動が活発になりつつありましたが、年末からの感染状況の悪化により再度経済活動が停滞し、本格的な回復には至っていません。世界各国および我が国においてもワクチンの接種が始まり、感染症収束への期待が高まりましたが、ワクチンの供給不足が露呈するなど、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社ではテレワークやオフピーク出社の積極的な活用により、新型コロナウイルス感染症対策と生産性の維持の両立を図り、「人の可能性を照らせ。」のコーポレートスローガンのもと、製品の開発・販売を進めてまいりました。

当社に関連する主な市場の状況について、レーザデバイス事業の分野では、既存製品においては感染症の影響を大きく受けることもなく、前年の米中貿易摩擦の影響は残りながらも比較的堅調に推移しました。製品別では精密加工用DFBレーザ、バイオ検査装置用小型可視レーザ、センサ用高出力レーザ、開発受託が堅調に推移し、量子ドットレーザは光コネクタ・チップ間通信用、LiDAR用試作品の販売を安定的に継続しました。レーザアイウェア事業の分野では、上半期には眼鏡店が感染症対策に伴う休業等の影響を受け、主に個人向け需要が低調となりましたが、下半期には受注が増加し、目標としていた「RETISSA® Display II」の250台販売を達成しました。各製品の成果については次のとおりです。

- ・精密加工用DFBレーザにおきましては、米中貿易摩擦の影響が底打ちし、ピコ秒パルスレーザが加工用パルスレーザ大手顧客新製品に搭載される等により、北米を中心に受注が増加いたしました。本製品の当事業年度売上高は253,469千円となりました。
- ・バイオ検査装置用小型可視レーザにおきましては、561nmレーザが細胞解析装置大手顧客新製品に搭載される等により、受注が増加いたしました。本製品の当事業年度売上高は97,488千円となりました。
- ・センサ用赤色レーザにおきましては、640nmから785nmの波長帯で、主に産業用途向けのマシンビジョン、パーティクルカウンタ、光電センサ、水準器、距離計用光源等、ニッチからマスまで広範なニーズに対応してビジネス展開をし、台湾を中心に受注が増加いたしました。本製品の当事業年度売上高は218,956千円となりました。
- ・通信用量子ドットレーザにおきましては、シリコンフォトニクス用光源として有望で、日本・北米・中国・欧州の顧客からの受注が継続したものの、研究用途としてのウエハ製品の受注が減少いたしました。本製品の当事業年度売上高は、チップ・パッケージ・ウエハ販売をすべて総合して137,858千円となりました。
- ・開発受託は当社の先端基盤技術に基づくもので、基盤技術の高度化、知財の蓄積、新規発想の具現化、新アプリケーション創造と市場の開拓、受託先の量産展開力の活用等、当社の利益に資する重要なビジネスモデルであり、国内大手眼鏡メーカー案件を中心に受注が増加いたしました。開発受託の当事業年度売上高は124,729千円となりました。

- ・網膜走査型レーザアイウェアにおきましては、民生用機器「RETISSA® Display II」の販売が目標である250台を達成しました。本製品の当事業年度売上高は54,211千円となりました。

当事業年度においては、事業の発展に合わせ、次の施策を行いました。

- ・量子ドット技術を活用したLiDAR用光源の開発に着手いたしました。
- ・次世代加工用ピコ秒パルスレーザの量産認定に向けた試験を開始いたしました。
- ・レーザアイウェアの販路拡大に向け、複数の国内商社、製薬会社、メーカー等と共同開発や業務提携契約を締結いたしました。
- ・医療用機器「RETISSA® メディカル」の販売に向け、参天製薬株式会社との協業体制を構築いたしました。
- ・SDGsの取り組みとして、ロービジョン者の“見えづらい”を“見える”に変えるプロジェクト『With My Eyes』第1弾を発表いたしました。
- ・レーザアイウェアのコストダウンに向けて必須となる大量生産のための資金調達、会社及び製品の認知度向上、優秀な人材の確保等に向け、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

これらの結果、当事業年度の事業別売上高はレーザデバイス事業で841,409千円、レーザアイウェア事業で54,211千円となり、レーザデバイス事業では継続して単年度営業黒字となりました。全社では当事業年度の売上高は895,620千円、当期純損失は879,829千円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は44,580千円であり、その主なものは、結晶成長装置用セル購入26,400千円、無停電電源装置バッテリー交換4,120千円、オシロスコープ購入1,689千円、線幅測定機購入1,682千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は2021年2月5日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により9,451,800株の新株式を発行し、これにより総額2,958,885千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題は次の通りです。

①レーザアイウェア事業の確立

当社が開発した網膜送型レーザアイウェアは、これまでの世の中に無い製品であるため市場の形成、拡大が課題であると考えております。

具体的には、a.生産性向上・高度化、b.各種認証取得、c.商流構築の3点であり、当社の成長エンジンである網膜走査型レーザアイウェア事業を進めていく中で、民生用「RETISSA® Display」においては販売代理店とECサイトを通した国内外販路の拡充、開発締結先と連携したユーザビリティ向上と低コスト化を進め、医療用「RETISSA® メディカル」においては医療業界提携先と連携した眼科医会への浸透を図ってまいります。

②レーザデバイス事業の成長

加工、センサ領域では、既存製品の受注継続と拡大、新規品開発と製品化、高付加価値モジュールの製品化を進め、年率25%の安定的な事業成長を図ります。光コネクタ、チップ間インターコネクタ、LiDAR向けシリコンフォトニク用量子ドットレーザについては、国内外のお客様からの受託開発と低コスト量産化を進め、2023年3月期以降の本格量産への準備を行い、量子ドットレーザ事業の強化を図ってまいります。

③検眼機の開発と製品化

レーザ網膜投影技術を活用した新しい検眼機について、提携先と上市にむけて原理検証・試作を進め、製品化への道筋を明確にしております。

④マーケティングと営業体制、新製品開発力の強化

当社では売上増大、利益確保のため、定期的な顧客訪問、展示会の有効活用、代理店との密な連携に加え、簡便で有効な製品説明資料の拡充を行っておりますが、今後、売上の更なる増大のため、案件管理・分析、販売戦略策定、広報活動、プロモーション、価格戦略等、マーケティングと営業体制、新製品開発力の強化が課題と考えております。

市場・業界・顧客分析及び、分析に基づく戦略的営業活動をさらに充実させるとともに、従来の定期的な顧客訪問、オンラインミーティング、オンラインを含めた展示会の有効活用、国内外代理店との密な連携、企業パイプラインの強化と複線化、ウェブサイトの充実、Eコマースサイト活用を継続して、売上増大と利益確保を図ります。また、製品開発、研究開発基盤とマーケティングを連動させ、新製品開発力を強化図ってまいります。

⑤水平分業パートナーとの協業体制の維持と発展

当社はファブレス製造の方針を採用しているため、半導体チップの製造、組み立て企業との連携は当社の重要な経営課題の1つであります。チップ作製、モジュールアッセンブリ、レーザアイウェア生産提携先と、年間計画、各案件のスケジュール連携、結果のフィードバック、オンラインを含めた定期的な訪問、打合せ等を行い、日々の開発・生産活動でビジネス上の信頼を醸成するとともに、新規の協力企業の開拓を進め、垂直統合企業群に対抗しうる新しい水平分業の協業体制を構築、常に将来ビジョンを共有した連携に努めてまいります。

⑥研究開発、製品開発基盤の維持・発展とマーケティングとの連動

当社が開発している量子ドットレーザ技術を応用して、市場のニーズに合う製品を開発することが重要だと考えております。当社は、日米の複数の企業との共同開発に基づいて、シリコンフォトニクスに最適な量子ドットレーザの開発を進めるとともに、東京大学を研究開発のパートナーとしております。

グローバル市場で真に必要とされる製品を継続提供できるように、開発とマーケティングを連動させ、社内外の有機的な連携の仕組みを作っております。既存製品の高性能化（高出力化、高速化）及び新規波長ラインナップの拡充を行い、企業価値向上に努めてまいります。

⑦高品質・安定した製品の供給

高品質、高性能な製品を市場に供給し顧客満足度を継続して向上できるようISOに準拠した製品開発を行っていきます。また、顧客の性能、品質、価格、納期へのご要求に常に耳を傾け、開発・生産・営業が一体となりスピーディーに対応できる体制の継続的改善を行っていきます。

品質トラブルに関しては、情報入手から状況把握、対策実施等最優先にて対応し、お客様より信頼される企業になるべく努力を継続してまいります。

⑧医療機器販売許可取得

当社は、日本国内において、網膜走査型レーザアイウェアを医療機器として展開するために医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医療機器として製造販売承認を取得しておりますが、今後は医療保険等の早期適用を目指します。

また、医療機器販売の世界展開を確立するため、米国でのFDA承認の取得、欧州でのCEマークの取得を目指しております。

⑨内部管理・IR体制強化及び人材の育成

開示書類の早期作成、業務プロセスの改善、内部管理体制の強化を継続的に推進するとともに、株主とのコミュニケーションを強化し、株主満足度の高いIR体制をすることが重要な課題と考えており、今後の事業拡大に合わせて、十分な内部管理・IR体制を維持するため、高度で幅広い専門知識や経験を有する人材の育成を進めてまいります。

当事業年度の営業損失は654,825千円となりましたが、レーザデバイス製品の販売拡大と開発受託の獲得及び民生用・医療用レーザアイウェアの販売拡大によって、長期安定的な経営へ繋げ、早期黒字化の実現に向けて事業を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	2017年度 第12期	2018年度 第13期	2019年度 第14期	2020年度 第15期
売上高	664,017千円	960,986千円	756,633千円	895,620千円
経常損失(△)	△1,075,219千円	△996,094千円	△1,225,739千円	△707,769千円
当期純損失(△)	△1,128,917千円	△1,040,521千円	△1,240,167千円	△879,829千円
1株当たり 当期純損失(△)	△18,690.69円	△850.79円	△72.24円	△32.94円
総資産	1,199,950千円	2,999,407千円	2,919,364千円	4,675,147千円
純資産	245,935千円	2,130,953千円	1,729,699千円	3,808,629千円
1株当たり 純資産	△83,372.85円	△4,914.53円	68.82円	110.13円

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は2019年8月20日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年3月31日現在）

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金（千円）	議決権の所有割合	主要な事業内容
QD Laser Deutschland GmbH	3,372	100%	ドイツにおける治験のスポンサー

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
レーザデバイス事業	GaAs基板をプラットフォームとする通信・産業用半導体レーザ部品及びエピタキシャルウェハ等の研究、開発、製造、販売及びマーケティング
レーザアイウェア事業	レーザ技術を応用した網膜走査型レーザアイウェア及び視覚検査機器等の研究、開発、製造、販売及びマーケティング

(8) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

主要な営業所	所在地
本社	神奈川県川崎市

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名	7名減	49.6歳	5.2年

(注) 1. 上記従業員数には、使用人兼務取締役1名および派遣社員12名は含んでおりません。

2. 減少の主な要因は、通常の自己都合退職の他、プロジェクトの終了にともなう出向者の出向元への帰任によるものです。

(10) 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社日本政策金融公庫	333,360
株式会社きらぼし銀行	31,996

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約（融資限度額10億円）を締結しておりますが、当期末における実行残高はありません。

2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 100,529,000株

（2）発行済株式の総数 34,584,180株（自己株式数80株を含む）

（注）2021年2月5日の東京証券取引所マザーズ市場上場の際の公募増資により、発行済株式の総数は、9,451,800株増加いたしました。

（3）株主数 31,478名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
東京センチュリー株式会社	3,671,360株	10.61%
MGI GLOBAL FUND L.P.	3,159,940株	9.13%
グローバル・イノベーション・ファンド3	1,722,600株	4.98%
株式会社SBI証券	1,379,010株	3.98%
楽天証券株式会社	950,500株	2.74%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	792,100株	2.29%
第一生命保険株式会社	754,160株	2.18%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AS ISG (FE-AC)	729,100株	2.10%
松井証券株式会社	563,500株	1.62%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	533,600株	1.54%

（注）当社は、自己株式数（80株）を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第5回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2015年6月10日	2016年6月17日
新株予約権の数		41,100個	20,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式(注1) 822,000株 (新株予約権1個につき20株)	普通株式(注1) 400,000株 (新株予約権1個につき20株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり7,000円 (1株当たり350円)	新株予約権1個当たり7,000円 (1株当たり350円)
権利行使期間		2017年7月1日から 2025年4月23日まで	2018年7月1日から 2026年6月16日まで
行使の条件		(注2)	(注2)
役員の保有状況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数15,000個 目的となる株式数300,000株 保有者数1名	新株予約権の数4,400個 目的となる株式数88,000株 保有者数1名
	社外取締役(監査等委員を除く)	—	—
	取締役(監査等委員)	—	—

		第10回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		2016年11月11日	2019年3月28日
新株予約権の数		31,500個	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式(注1) 630,000株 (新株予約権1個につき20株)	普通株式(注1) 40,000株 (新株予約権1個につき20株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり8,000円 (1株当たり400円)	新株予約権1個当たり9,000円 (1株当たり450円)
権利行使期間		2018年12月1日から 2026年10月28日まで	2021年3月30日から 2029年3月26日まで
行使の条件		(注2)	(注2)
役員の保有状況	取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数28,000個 目的となる株式数560,000株 保有者数2名	—
	社外取締役(監査等委員を除く)	—	—
	取締役(監査等委員)	—	新株予約権の数2,000個 目的となる株式数40,000株 保有者数2名

第13回新株予約権		
発行決議日		
2019年3月28日		
新株予約権の数		
51,000個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		
普通株式（注1）1,020,000株 （新株予約権1個につき20株）		
新株予約権の払込金額		
無償		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		
新株予約権1個当たり9,000円 （1株当たり450円）		
権利行使期間		
2021年4月9日から 2029年3月26日まで		
行使の条件		
（注2）		
役員 の 保 有 状 況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数48,350個 目的となる株式数967,000株 保有者数2名
	社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数1,000個 目的となる株式数20,000株 保有者数1名
	取締役（監査等委員）	—

- （注）1. 当社は2019年8月20日付で普通株式1株につき普通株式20株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. ①新株予約権者は、会社の株式のいずれかの証券取引所への上場（以下、「株式公開」という。）がなされるまでの期間、及び株式公開から6ヶ月が経過する日までの期間は、割当新株予約権を行使することはできないものとします。
 ②新株予約権者は、割当新株予約権の行使をする時点においても、当社の取締役、又は従業員の地位にあることを要するものとします。
 ③新株予約権者は、下記3. に規定するいずれかの事由が生じたときは、新株予約権を行使することができないものとします。
 ④新株予約権者が、新株予約権を行使することができる期間の満了前に死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名に限り、新株予約権者の権利を相続することができるものとします。ただし、当該相続人が死亡した場合、当該相続人の相続人は新株予約権を相続できません。
 ⑤新株予約権者は、新株予約権を分割して行使することができるものとします。
 ⑥新株予約権者が、富士通株式会社及びその子会社の取締役、又は従業員の地位を有する間は、新株予約権を行使できないものとします。
3. 当社は、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
 ①本新株予約権が相続の対象とならなかったとき。
 ②新株予約権者が新株予約権の権利行使期間中に当社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も保持しなくなった場合。
 ③次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 1)新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 2)新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社の子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 3)新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合
 4)新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 5)新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 6)新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 7)新株予約権者が本要領又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
 ④新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合
 1)新株予約権者が自己に適用される当社又は当社の子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 2)新株予約権者が取締役としての忠実義務等当社又は当社の子会社に対する義務に違反した場合

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 取締役	菅原 充 幸野谷 信次	CFO 兼 経営企画室長 経営企画・管理・品質保証管掌
取締役	吉田 勉	株式会社三菱ケミカルホールディングス執行役員 経営戦略部門M&A室長
取締役(常勤監査等委員) 取締役(監査等委員) 取締役(監査等委員)	佐久間 泰雄 山田 啓之 谷口 洋一	Axella総合会計事務所 代表 富士通株式会社 財務経理本部財務企画部マネージャー

- (注) 1. 取締役 吉田勉氏、佐久間泰雄氏、山田啓之氏、谷口洋一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 吉田勉氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングスの執行役員であり、これまで複数の企業の経営者としての経験があり、グローバル企業としての幅広い知識と見識を有しております。
3. 常勤監査等委員 佐久間泰雄氏は、富士通株式会社及び子会社でグローバル戦略に関係したマネジメント経験を有しております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査担当者と監査等委員会との連携を可能とするため、取締役監査等委員 佐久間泰雄氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 監査等委員 山田啓之氏は税理士であり、複数の上場会社において社外役員を歴任し、税理士としての業務経験を通じ、財務、会計及び税務に高い見識を有しております。
6. 監査等委員 谷口洋一氏は、富士通株式会社の従業員であり、これまで海外子会社を含めて管理部門における実務経験を有しております。
7. 当社は、吉田勉氏、佐久間泰雄氏及び山田啓之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額

役員区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬等
取締役（監査等委員を除く）	3名	17,313千円	14,880千円	2,433千円
（うち社外取締役）	(1名)	(－)	(－)	(－)
取締役（監査等委員）	3名	7,260千円	7,260千円	－
（うち社外取締役）	(3名)	(7,260千円)	(7,260千円)	(－)
合計	6名	24,573千円	22,140千円	2,433千円
（うち社外取締役）	(4名)	(7,260千円)	(7,260千円)	(－)

②業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために、各事業年度の売上高、営業利益、企業価値等を総合的に勘案して算定した額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。業績連動報酬が基本報酬と合わせた報酬の全体に占める割合は、約15%～50%の範囲内としていますが、当事業年度は営業損失を計上しており、最低水準の15%程度であり前事業年度実績と同額としています。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人報酬相当額は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。

当社取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第13期定時株主総会において、年額35,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を保持すること、永続的な企業価値増大への取組を促進すること、株主との利害を共有することを踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を2021年2月26日開催の取締役会において決議いたしました。

イ．決定方針の内容の概要

1．基本方針

役員報酬は、(1)競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を保持すること、(2)永続的な企業価値増大への取組を促進すること、(3)株主との利害を共有することを目的とし、社外取締役を除く監査等委員でない取締役の報酬については、(1)基本報酬（業績に連動しない金銭報酬を意味する。以下同じ。） 、(2)業績連動報酬から構成することとし、持続的な業績向上を動機づけるものとしております。

業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については月額固定報酬のみとしております。

2．基本報酬の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、前年までの実績と貢献、当該年度の職責等に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して支給額を決定するものとしております。

3．業績連動報酬等の内容および額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の売上高、営業利益、企業価値等を総合的に勘案して算定した額を賞与として一定時期に支給することとしております。

4．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬が基本報酬と合わせた報酬の全体に占める割合は、約15%～50%の範囲内で職責が上がるほどその割合が大きくなるように設定するものとしております。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役に支給する基本報酬及び業績連動報酬等である賞与については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、取締役会で決議した報酬等の額の範囲内において、社外取締役の意見を得て各取締役の前年までの実績と貢献、当該年度の職責等に応じて決定するものとしております。

ウ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が各取締役の前年までの実績と貢献、当該年度の職責等に応じて検討を行っているため、取締役会もその判断を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月29日開催の取締役会にて代表取締役 菅原 充 に取締役の個人別の基本報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。また、2020年6月11日および2020年12月10日開催の取締役会にて代表取締役 菅原 充 に取締役の個人別の賞与の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績を踏まえた賞与の配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ①取締役吉田勉氏は株式会社三菱ケミカルホールディングスの執行役員であります。同社と当社との間には利害関係はありません。なお、同氏は当社の株式3,159,940株を所有するMGI GLOBAL FUND L.P.の無限責任組合員であった三井物産グローバル投資株式会社（現Mitsui&Co. Global Investment Inc.）の代表取締役社長を務めておりましたが、2015年9月に同社を退任した以降、同社との利害関係はありません。
- ②監査等委員山田啓之氏はAxella総合会計事務所の代表であります。同社と当社との間には利害関係はありません。
- ③監査等委員谷口洋一氏は富士通株式会社の従業員であります。同社とは、購買業務の業務委託及び販売等の取引があります。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当事業年度における主な活動状況
取締役	吉田 勉	当事業年度に開催された取締役会25回全てに出席し、企業経営に係る豊富な経験・識見から議案審議や事業計画の策定、契約締結、開示等に関して必要な発言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	佐久間 泰雄	当事業年度に開催された取締役会25回及び監査等委員会12回全てに出席し、企業経営に係る豊富な経験・識見から議案審議等に妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っている他、業務執行の監査・監督のために社内の重要な会議に出席しております。
取締役 (監査等委員)	山田 啓之	当事業年度に開催された取締役会25回及び監査等委員会12回全てに出席し、税理士としての高い見識と上場企業の監査役経験から議案審議や財務報告、開示等に関して妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	谷口 洋一	当事業年度に開催された取締役会25回及び監査等委員会12回全てに出席し、経理業務に関する豊富な経験から議案審議や財務報告等に関して妥当性・透明性・客観性・適正性を確保するための発言を行っております。

6. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は監査計画、監査内容、監査に要する工数及び工数単価を確認し、従来の実績値及び計画値との比較から報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬に関する代表取締役の決定は妥当であると認め、これに同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると判断した場合及び会計監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議案件とすることといたします。

7. 会社の体制及び方針

当社は、業務の適正性を確保するための体制として2015年10月15日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っておりますが、2019年4月11日開催の取締役会において、以下の通り一部改訂を行い、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

(1) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員がとるべき行動の規範を示した「企業憲章」「行動規範」を制定し、取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底する。
- ② 取締役会は、取締役及び従業員が法令・定款等の遵守する体制を整備・運用するため、社内諸規程を制定し、随時その有効性を検証する。
- ③ 取締役会は、「取締役会規程」に則り会社の業務執行を決定する。
- ④ 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規程に従い職務を執行する。
- ⑤ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「経営文書管理規程」並びに「内部情報管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、取締役及び監査等委員は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- ② 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長の下、管理部が組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応を行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- ② 各部門の責任者は、自部門が整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切かつ迅速に対策を実施する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ② 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ③ 取締役会は、中期目標・経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
 - ④ 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
 - ⑤ 業務執行取締役、執行役員、部長による経営進捗会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し、取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「関係会社管理規程」を定め、経営企画室及び管理部を中心とした関係会社管理を行い、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。
 - ② 管理部が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を確認し、整備・運用を指導する。
 - ③ 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況ならびにその他上記①及び②において認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査等委員会等に報告する。
- (6) 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査等委員を補助すべき従業員（以下、「補助使用人」という）を指名することができる。
 - ② 監査等委員が指定する補助すべき期間中は、補助使用人への指揮権は監査等委員に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - ③ 補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査等業務を補佐するものとする。
 - ④ 当該補助使用人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得た上で行うものとし、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ⑤ 補助使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を監査等委員でない取締役及び使用人に周知徹底する。
- (7) 取締役及び従業員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ① 当社及びグループ会社の取締役は、監査等委員に重要な会議への出席の機会を提供する。
 - ② 当社及びグループ会社の取締役は、監査等委員の要請に応じて監査等委員に対して職務の執行状況を報告する。

- ③ 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、重要な法令・定款に違反する事実、重要な会計方針、会計基準及びその変更、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員に報告する。
 - ④ 当社及びグループ会社の取締役は、上記②又は③の報告をしたことを理由として取締役又は従業員を不利に取り扱ってはならない。
 - ⑤ 監査等委員の職務の執行において生じる費用については、会社法第399条の2第4項に基づくこととし、同条の請求に係る手続きを定める。
- (8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長は監査等委員と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - ② 内部監査担当者は会計監査人及び監査等委員と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、監査等委員は、必要に応じて会計監査人及び内部監査担当者に報告を求める。
- (9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
- ① 当社は、(1) ①に基づく「行動規範」において反社会的勢力などと一切関係をもたないことを定め、その順守を取締役及び従業員の義務とする。
 - ② 当社の取引先についても確認を行うなど、当社は、公共機関等との間で情報収集・交換ができる体制を構築し、反社会的勢力の排除に寄与することを基本方針とする。

業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス及びリスク管理体制について
当社では、全社的なコンプライアンス及びリスク管理体制の強化・推進が必要不可欠であるとの認識のもと、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」を定め、経営企画室を主管部門としてコンプライアンス遵守及びリスク管理体制を構築しており、以下の事項を実施しております。
 - ・コンプライアンス及びリスク管理に関する規程、マニュアル等の作成及び周知
 - ・社内におけるコンプライアンス及びリスク管理教育
 - ・その他コンプライアンス及びリスク管理の推進にあたっての指導及び助言
 - ・内部通報制度の整備による法令違反等の早期発見と迅速な対応
- ② 取締役の職務の執行について
取締役会は、25回開催し、取締役6名（うち、社外取締役（監査等委員を除く）1名、社外取締役（監査等委員）3名）で構成されており、各取締役から業務執行状況及び業務管理状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・報告・決議を行っております。社外取締役は、独立した立場から決議に加わりとともに、経営の監視・監督を行っております。

③ 内部監査の実施について

「内部監査規程」に基づき、管理部所属の内部監査担当者が内部監査を実施しております。また、管理部に対する内部監査については、品質保証室の担当者が内部監査担当者になることで、相互に牽制する体制を採っております。内部監査の結果は代表取締役社長に適時に報告されております。

④ 監査等委員の職務の執行について

監査等委員会は、12回開催し、社外取締役（監査等委員）3名で構成されており、取締役会への出席のほか、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、経営課題、監査上の重要課題について意見交換を行っており、監査等委員会はいつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる体制を整備済みであります。

常勤監査等委員は取締役会のほか、経営進捗会議等の社内重要会議に出席し、業務執行の状況について直接聴取を行い、経営監視機能の強化及び向上を図っていることに加え、会計監査人や内部監査担当者と連携した監査を行い、当社の業務執行状況やコンプライアンスに関する問題点を日業務レベルで監視する体制を整備しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

9. 剰余金の配当の決定に関する基本方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。配当政策の基本方針としましては、株主の皆様へ安定的な剰余金の配当を実施するとともに、財務体質の強化及び業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、適正な水準まで内部留保を充実することにあります。

（注）本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,349,812	流 動 負 債	690,754
現 金 及 び 預 金	3,224,311	買 掛 金	218,308
売 掛 金	225,970	1年内返済予定の長期借入金	257,964
商 品 及 び 製 品	261,265	リ ー ス 債 務	3,744
仕 掛 品	161,047	未 払 金	133,381
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	382,802	未 払 費 用	4,898
未 収 入 金	82,688	未 払 法 人 税 等	4,415
前 払 費 用	11,627	賞 与 引 当 金	51,238
そ の 他	97	預 り 金	3,245
		そ の 他	13,559
固 定 資 産	325,335	固 定 負 債	175,762
有 形 固 定 資 産	288,701	長 期 借 入 金	107,392
建物及び附属設備 (純額)	192,569	リ ー ス 債 務	4,355
機 械 及 び 装 置 (純額)	60,076	資 産 除 去 債 務	59,338
工 具 器 具 及 び 備 品 (純額)	5,433	繰 延 税 金 負 債	4,675
リ ー ス 資 産 (純 額)	4,221	負 債 合 計	866,517
建 設 仮 勘 定	26,400	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	10,806	株 主 資 本	3,808,629
ソ フ ト ウ ェ ア	5,268	資 本 金	2,242,753
リ ー ス 資 産 (純 額)	2,964	資 本 剰 余 金	4,726,525
商 標 権	2,573	資 本 準 備 金	4,726,525
投 資 そ の 他 の 資 産	25,827	利 益 剰 余 金	△3,160,522
関 係 会 社 株 式	3,372	そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,160,522
差 入 保 証 金	22,415	繰 越 利 益 剰 余 金	△3,160,522
そ の 他	40	自 己 株 式	△126
		純 資 産 合 計	3,808,629
資 産 合 計	4,675,147	負 債 純 資 産 合 計	4,675,147

注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	895,620
売 上 原 価	594,736
売 上 総 利 益	300,883
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	955,708
営 業 損 失 (△)	△654,825
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	253
補 助 金 収 入	10,494
そ の 他	468
営 業 外 収 益 合 計	11,217
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,254
株 式 公 開 費 用	32,405
為 替 差 損	14,893
そ の 他	11,606
営 業 外 費 用 合 計	64,161
経 常 損 失 (△)	△707,769
特 別 損 失	
減 損 損 失	168,817
特 別 損 失 合 計	168,817
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△876,587
法 人 税, 住 民 税 及 び 事 業 税	4,419
法 人 税 等 調 整 額	△1,177
法 人 税 等 合 計	3,242
当 期 純 損 失 (△)	△879,829

注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
2020年4月1日残高	763,310	3,247,082	3,247,082	△2,280,692	△2,280,692	—	1,729,699	1,729,699
《当期変動額》								
新 株 の 発 行	1,479,442	1,479,442	1,479,442				2,958,885	2,958,885
当 期 純 損 失				△879,829	△879,829		△879,829	△879,829
自己株式の取得						△126	△126	△126
当期変動額合計	1,479,442	1,479,442	1,479,442	△879,829	△879,829	△126	2,078,930	2,078,930
2021年3月31日残高	2,242,753	4,726,525	4,726,525	△3,160,522	△3,160,522	△126	3,808,629	3,808,629

注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示している。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社QDレーザ
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 丸 山 高 雄 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齋 田 毅 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社QDレーザの2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について監査致しました。その方法および結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の説明を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社QDレーザ 監査等委員会

取締役監査等委員（常勤） 佐久間 泰 雄 ㊟

取締役監査等委員 山 田 啓 之 ㊟

取締役監査等委員 谷 口 洋 一 ㊟

(注) 監査等委員 佐久間泰雄、山田啓之、谷口洋一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

ソリッドスクエア 地下1階 ソリッドスクエアホール
川崎市幸区堀川町580番地



交通

J R 東海道本線・京浜東北線・南武線
「J R 川崎駅」下車 北口西より徒歩8分
京浜急行 「京急川崎駅」下車 西口より徒歩5分

お願い：当会場には専用駐車場・駐輪場の用意がございませんので、公共の交通機関等のご利用をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、可能な限り事前の議決権行使にご協力いただき、当日の来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

株式会社QDレーザ

<https://www.qdlaser.com/>

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。